

「改正食糧法」の成立を受けて（声明）

令和8年7月8日

幸福実現党 魅力的な農業と自給率向上を実現する連絡会議

7月8日、改正食糧法が成立しました。本改正は、日本農業の発展と国民生活の安定に資するものではなく、むしろ日本農業の成長を阻害し、食料安全保障上のリスクを高めるものです。幸福実現党は、こうした問題を踏まえ、要望書や声明を通じて見直しを求めてまいりました。しかしながら、問題が解消されないまま改正法が成立したことは極めて残念です。

本改正の問題は、大きく分けて次の5点が挙げられます。

第一の問題は、コメの生産拡大ではなく、生産抑制が事実上、強化されていることです。これまで食糧法は、「生産調整」の名の下で、政府が需要と供給の見通しを示しながら生産を誘導してきました。今回の改正では、「生産調整」という文言が削除される一方で、「需要に応じた生産」が法律に明記されました。しかし、そもそも政府が需要と供給の見通しを示し、それを前提とした生産を求める以上、「需要に応じた生産」とは「生産調整」の言い換えに過ぎません。加えて、現行法では生産者の「自主的な努力」を政府が支援する位置付けでした。しかし改正法では、生産者自身に「需要に応じた生産」を行う努力義務が課されています。その結果、コメの生産拡大ではなく、生産抑制を促す仕組みが、むしろ強化されたと言わざるを得ません。

第二の問題は、国家による統制をさらに強める方向に進んでいることです。今回の改正では、民間事業者による備蓄の強化が盛り込まれています。一定の備蓄は必要ですが、本来、安定供給の基本は十分な生産能力の確保にあります。しかし政府は、生産能力を高めるのではなく、需要予測に基づいて生産を誘導し、不足が生じれば備蓄で補うという発想を取っています。これは市場や生産者の判断を重視するのではなく、国が需給全体を管理しようとする計画経済的な発想と言わざるを得ません。

第三の問題は、食料安全保障の視点が決定的に不足していることです。日本の食料自給率は長期的に低下を続け、2022年度時点で38%にまで落ち込んでいます。加えて、国際情勢の不安定化、気候変動による不作リスクや輸入依存の脆弱性など、食料安全保障を巡る環境も近年大きく変化しています。こうした時代に必要なのは、平時の需要に合わせて生産量を抑えることではなく、有事にも国民の食生活を支えられる十分な生産能力を維持することです。その観点から見れば、「需要に応じた生産」を基本とする今回の改正は、食料安全保障の強化ではなく、むしろその弱体化につながる懸念があります。

第四の問題は、政府自身が進める大規模化政策との矛盾です。農林水産省はこれまで、農地の集積・集約化、担い手育成・法人化や輸出拡大を推進してきました。しかし一方で、生産量を需要に合わせて抑制する政策を続けています。規模拡大を求めながら、生産拡大にはブレーキをかける。輸出拡大を掲げながら、国内の供給能力は抑える。今回の改正は、こうした農政の根本的な矛盾を固定化するものです。

第五の問題は、消費者にも農家にも持続可能な仕組みではないことです。単に需要に合わせて供給余力が失われれば、わずかな需給変動でも価格は大きく上昇します。近年の米価高騰は、その危険性を示しています。高価格は短期的には農家所得を支えるように見えても、長期的には消費者のコメ離れを招き、市場そのものを縮小させます。農業の未来は、供給を絞って価格を維持することではなく、生産性向上によって所得を伸ばすことにあります。

幸福実現党は一貫して、生産を抑制する「減反政策」からの脱却とコメの増産を求めてまいりました。それは単にコメ価格を引き下げためではありません。日本の食料安全保障を強化し、日本の農業を成長産業へと転換するためです。

平時に輸出にも対応できる生産能力を確保することで、有事にも国民を守る供給力を維持することができます。そのためには、生産量そのものを行政が誘導する発想から脱却し、農家が市場の需要や将来の成長可能性を見据

えて自由に経営判断できる環境を整えなければなりません。

一方、現状の生産拡大にブレーキをかける政策の下では、農家は将来の成長を描くことができず、大胆な設備投資や規模拡大に踏み切ることができません。ですから、政府の役割は生産を統制することではなく、所得補償や基盤整備によって農家の挑戦を支えることです。主食用米を生産する主業農家については、欧州諸国等で広く導入されている直接支払い制度を参考に、意欲ある担い手への重点支援を進めるべきです。

こうして農地の集積・大規模化・生産性向上を進めることで、日本農業の競争力を高めることができます。保護と統制を前提とした農政から、自由と成長を重視する農政へ。日本農業を力強い成長産業へ転換することこそ、今求められている改革であると私たちは確信しています。

私たちは今後も、本改正法の抜本的な見直しを求めるとともに、日本農業の成長と食料安全保障の強化につながる農政改革の実現に向けて取り組んでまいります。

以上